

## 専決処分の報告及びその承認について

静岡市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（以下「規則」という。）第6条第1項の規定により、静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正について専決処分したから、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年3月11日提出

静岡市教育委員会

教育長 中村百見

（教育委員会事務局教育局教職員課）

### 記

- 1 内 容 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正について「意見なし」とする。
- 2 提案理由 教育に関する事務に係る議案を作成する場合には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見をきかなければならないこととされているが、特に緊急を要するため教育委員会を招集する時間的余裕がないことから、規則第6条第1項の規定に基づき専決したため、同条第2項の規定に基づき報告し、その承認を求めるものである。

〔整理欄〕 ※記入不要		／	( )	:	担当 ( )
審査・協議	第 号	〔部 会〕 了承 ・ 一部修正 ・ 継続 ・ 取下げ			
電子起案	未 ・ 済	〔委員会〕 付議 ・ 報告			

## 例規概要説明書（教育局教職員課）

### 1 制定改廃する例規の名称

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

### 2 制定改廃の趣旨・理由

国の人事院勧告に伴い、勤務地の変更を伴う異動の円滑化を図るため、国家公務員に支給される特地勤務手当に係る人事院規則の改正（令和7年12月24日公布・施行、令和7年4月1日適用）があった。

上記改正に伴い、へき地教育振興法施行規則が一部改正（令和8年2月18日公布・施行、令和7年4月1日適用）され、へき地にある学校に勤務する教職員に対して支給されるへき地手当に係る地域手当分の減額調整の規定が廃止されたが、本市においてもへき地にある学校に勤務する教職員の確保の観点から本条例に規定するへき地手当に係る地域手当分の減額調整の規定を廃止する必要があると考えたため、所要の改正を行う。

### 3 制定改廃の概要

へき地手当に係る地域手当分の減額調整を廃止する。（第8条第3項）

### 4 施行期日

公布の日（令和7年4月1日適用）

### 5 関係法令、条例等

へき地教育振興法

へき地教育振興法施行規則

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則

### 6 法的に検討した事項

- ・へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第5条の2第2項及び第3項の規定に基づき、へき地手当の月額等必要な事項については、へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号）で定める基準を参酌して条例で定めることとなっている。

- ・これまでの特地勤務手当の制度は、へき地の勤務地を全国同一の基準によって等級を定め、勤務地域により異なる地域手当について減額調整した上で支給し、へき地における手当水準の均衡を保っていたが、今回の改正では、へき地での人材確保等が困難になっている状

況を踏まえ、へき地に勤務する職員への給与保障を強化し、インセンティブとするために減額調整を廃止した。

・本市では、山間地に所在する学校をへき地学校（1級：大河内、玉川、大川の各小中学校、及び清水宍原小学校 3級：梅ヶ島、井川の各小中学校）に市が指定し、へき地校に勤務している職員に対して手当を支給している。現行の手当額は、給料及び扶養手当の月額合計額に対して、1級の学校は8%、3級の学校は16%の額とし、その額から地域手当額（給料、管理職手当及び扶養手当の月額の7%）を差し引いて支給している。

**【令和7年度実績】**

支給対象者68人、月額平均 約12千円、条例改正に伴う年間影響額 約2,000万円

**【他自治体の改正状況】**

静岡県：年度内改正

浜松市：来年度改正

※どちらも令和7年4月1日遡及適用の予定

**【予算措置】**

現計予算の範囲内で対応可能

※当該予算については義務教育費国庫負担金（3分の1）の対象

令和8年3月11日  
教職員課

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正について

## 1 改正の概要

令和8年2月18日のへき地教育振興法施行規則の一部改正を受け、教職員に支給しているへき地手当について、地域手当支給分の減額調整規定を削除します。(第8条第3項)

## 2 へき地手当とは

“へき地手当”は、へき地（交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地等）に所在する小学校等に勤務する教職員に対して支給している手当です。

支給額は、給料の月額及び扶養手当に支給割合を乗じて得た額から地域手当支給額を差引いた額となっています。

## 3 改正の経緯

“へき地手当”と同じ性格を持つ“特地勤務手当”について、令和7年人事院勧告で「公務上の必要性から不可欠な転勤をする職員への給与上のインセンティブを付与する」ため、地域手当支給額分の減額調整規定を廃止することが勧告されました。

令和7年12月24日、人事院が特地勤務手当に関する規則改正を行い、地域手当支給額分の減額調整規定が削除されました。

これを受け、文部科学省から「へき地教育振興法施行規則において同様の改正を予定している旨」連絡はあったが、当該規則の改正が令和8年2月18日（適用日令和7年4月1日）であったため、2月議会に追加で上程させていただきたい。

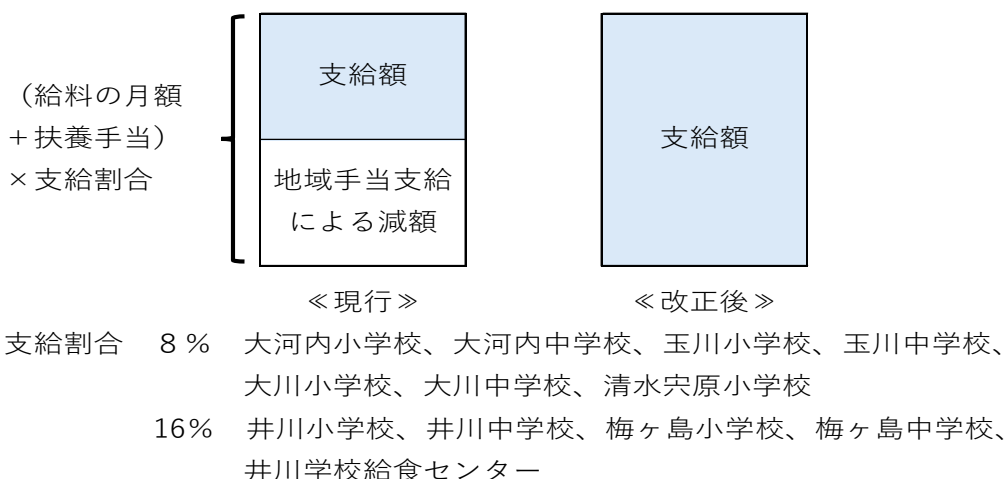
## 4 施行日

公布日（令和7年4月1日適用）

【参考】へき地手当支給額

≪現行≫ (給料の月額 + 扶養手当) × 支給割合 - 地域手当支給額

≪改正後≫ (給料の月額 + 扶養手当) × 支給割合



議案第144号

## 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正について

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月5日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例  
静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号）  
の一部を次のように改正する。

第8条第3項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

2 この条例による改正後の静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（以下「改正後の小中学校教育職員等給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の小中学校教育職員等給与条例の規定を適用する場合には、改正前の静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の小中学校教育職員等給与条例の規定による給与の内払とみなす。

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例 （へき地手当等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において準用する給与条例第16条第1項の規定により地域手当を支給される職員には、同条の規定による地域手当の額の限度において、へき地手当は支給しない。</p> <p>（新設）</p>	<p>○静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例 （へき地手当等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>（適用）</p> <p>2 この条例による改正後の静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（以下「改正後の小中学校教育職員等給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。</p> <p>（給与の内払）</p>

3 改正後の小中学校教育職員等給与条例の規定を適用する場合には、改正前の静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の小中学校教育職員等給与条例の規定による給与の内払とみなす。

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

令和 年 月 日

静岡市長

静岡市条例第 号

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例  
以下、議案と同様。

# 「静岡市教育委員会事務局事務分掌規則」及び「静岡市教育センター処務規則」の一部改正について

---

## 1 要旨

「静岡市教育委員会事務局事務分掌規則」及び「静岡市教育センター処務規則」について、令和8年度組織機構改正等に伴い、所要の改正を行う。

## 2 令和8年度組織機構について

別紙 教育委員会組織機構図のとおり

## 3 規則改正の内容について

公布文案及び新旧対照表のとおり

### ＜静岡市教育委員会事務局事務分掌規則の主な改正内容＞

- (1) 教育総務課「総務係」を「総務・政策法務係」に名称変更する。
- (2) 教職員課「教師塾係」を削除する。
- (3) 学校教育課「学びの多様化推進室」を「学びの多様化推進係」に名称変更する。
- (4) 教職員課の所掌事務中「しずおか教師塾に関すること。」削除し、「教員採用候補者に関すること。」及び「教員の人材確保に関すること。」を追加する。
- (5) 学校教育課の所掌事務中「寄宿舎に関すること」を削除し、「就学支援委員会に関すること。」及び「教育支援センターの管理に関すること。」を追加する。
- (6) 学校給食課の所掌事務中「梅ヶ島こども園」及び「由比こども園」の給食の調理等に関することを削除する。

### ＜静岡市教育センター処務規則の主な改正内容＞

- (1) 「情報教育支援室」を「教育情報基盤係」に、「学校図書館支援室」を「学校図書館支援係」に名称変更する。
- (2) 事務分掌中「校務支援システムの維持管理に関すること。」及び「学校図書館に係る運営の支援に関すること。」を追加する。

# 静岡市組織機構図(教育委員会抜粋)



議案第31号

### 静岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

静岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正しようとする規則を次のように定める。

令和8年3月11日提出

静岡市教育委員会  
教育長 中村 百見  
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

#### 記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和8年度組織機構改正等に伴う所要の改正を行うため。

〔整理欄〕 ※記入不要		／	( )	:	担当 ( )
審査・協議	第 号		〔部 会〕	了承 ・ 一部修正 ・ 継続 ・ 取下げ	
電子起案	未 ・ 済		〔委員会〕	付議 ・ 報告	

## 例規概要説明書（教育局教育総務課）

### 1 制定改廃する例規の名称

静岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

### 2 制定改廃の趣旨・理由

令和8年度組織機構改正に伴い、所要の改正を行う。

### 3 制定改廃の概要

#### (1) 組織機構改正に伴う係名等の変更及び廃止

- ア 教育総務課の係のうち、「総務係」を「総務・政策法務係」に改める。
- イ 教職員課から「教師塾係」を廃止する。
- ウ 学校教育課の「学びの多様化推進室」を「学びの多様化推進係」に改める。

#### (2) 事務の見直し等に伴う所掌事務の改正

- ア 教職員課
  - ・しずおか教師塾事業の終了に伴い、所掌事務（18）を削る。
  - ・教員確保に係る事務を明確に位置付けるため「教員採用候補者に関すること。」及び「教員の人材確保に関すること。」を追加する。
- イ 学校教育課
  - ・藁科中学校生徒寄宿舎を廃止することから、所掌事務から削除する
- ウ 学校教育課
  - ・不登校対策に、「学びの場」としての機能強化や「教育的支援の一体運用」が求められていることを踏まえ、こども未来局こども若者応援課で補助執行している「教育支援センターの管理に関すること。」を学校教育課へ移管する。また、学校教育法施行令第18条の2に基づき就学支援の内容について意見を聴くために設置している就学支援委員会に関する事務を所掌事務に追加する。
- エ 学校給食課
  - ・令和8年4月1日から梅ヶ島小中学校が大河内小中学校に統合することに伴って、梅ヶ島小中学校給食室が閉鎖となることから、同給食室が給食を提供していた梅ヶ島こども園への給食提供を終了する。また、由比こども園が令和7年度末に閉園する。以上から、梅ヶ島こども園及び由比こども園の給食調理に関することを所掌事

務から削るため、所要の改正を行う。

#### **4 施行期日**

令和8年4月1日

#### **5 関係法令、条例等**

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

#### **6 法的に検討した事項**

なし

#### **7 その他特記事項**

なし

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長

静岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市教育委員会事務局事務分掌規則（平成17年静岡市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、室」を削り、同項の表中

「

課名	係、室又はセンター名
教育総務課	総務係 管理係 教育政策係 社会教育係
教職員課	管理係 人事第1係 人事第2係 給与係 厚生係 教師塾係

を

」

「

課名	係又はセンター名
教育総務課	総務・政策法務係 管理係 教育政策係 社会教育係
教職員課	管理係 人事第1係 人事第2係 給与係 厚生係

に、

」

「

学校教育課	学びの多様化推進室 教育課題係 教育課程係 特別支援教育センター
-------	----------------------------------

を

」

「

学校教育課	学びの多様化推進係 教育課題係 教育課程係 特別支援教育センター
-------	----------------------------------

に

」

改める。

第3条教職員課の所掌事務中(18)を削り、(17)の次に次のように加える。

(18) 教員採用候補者に関する事。

(19) 教員の人材確保に関する事。

第3条学校教育課の所掌事務中(18)を(19)とし、(12)から(17)までを(13)から(18)までとし、同所掌事務(11)中「及び寄宿舍」を削り、同(11)を同所掌事務(12)とし、同所掌事務中(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)の次に次のように加える。

(8) 就学支援委員会に関する事。

第3条学校教育課の所掌事務に次のように加える。

(20) 教育支援センターの管理に関する事。

第3条児童生徒支援課の所掌事務中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)から(12)までを(6)から(11)までとする。

第3条学校給食課の所掌事務(6)中「、梅ヶ島こども園」を削り、「、和田島こども園及び由比こども園」を「及び和田島こども園」に改める。

第4条第1項中「、室に室長を」を削り、同条第2項中「、室長」を削り、同条第3項中「、室長」を削り、「課、室」を「課」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会事務局事務分掌規則（平成17年静岡市教育委員会規則第2号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>【第1条】（略） （事務局の内部組織）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 教育局の下に次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に同表の右欄に掲げる係、<u>室</u>又はセンターを置く。</p> <p>【別記1 参照】 （課の所掌事務）</p> <p>第3条 前条第2項に規定する各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課（略）</p> <p>教職員課（略）</p> <p>（1）～（17）（略）</p> <p><u>（18） しずおか教師塾に関すること。</u></p> <p>教育資産管理課（略）</p> <p>学校教育課</p> <p>（1）～（7）（略）</p>	<p>【第1条】（略） （事務局の内部組織）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 教育局の下に次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に同表の右欄に掲げる係 <u>    </u>又はセンターを置く。</p> <p>【別記1 参照】 （課の所掌事務）</p> <p>第3条 前条第2項に規定する各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課（略）</p> <p>教職員課（略）</p> <p>（1）～（17）（略）</p> <p><u>（18） 教員採用候補者に関すること。</u></p> <p><u>（19） 教員の人材確保に関すること。</u></p> <p>教育資産管理課（略）</p> <p>学校教育課</p> <p>（1）～（7）（略）</p> <p><u>（8） 就学支援委員会に関すること。</u></p>

- (8) 特別支援教育センターに関する事。
- (9) 教科書の採択及び無償給与に関する事。
- (10) 学生寮及び寄宿舎に関する事。
- (11) へき地教育に関する事。
- (12) 教材の届出に関する事。
- (13) 学校教育の資料に関する事。
- (14) 部活指導員等の指導に関する事。
- (15) 外国人児童・生徒等の日本語指導及び適応指導に関する事。
- (16) 幼児言語教室に関する事。
- (17) 各種PTA連合組織との連絡調整に関する事。
- (18) 児童・生徒の教育相談の総合調整に関する事。

---

児童生徒支援課

(1)～(4) (略)

- (5) 教育支援センターに関する事。
- (6) 通学区域の設定及び改廃並びに通学区域審議会に関する事。
- (7) 学齢簿の編製及び保管に関する事。
- (8) 就学等の諸手続に関する事。

- (9) 特別支援教育センターに関する事。
- (10) 教科書の採択及び無償給与に関する事。
- (11) 学生寮\_\_\_\_\_に関する事。
- (12) へき地教育に関する事。
- (13) 教材の届出に関する事。
- (14) 学校教育の資料に関する事。
- (15) 部活指導員等の指導に関する事。
- (16) 外国人児童・生徒等の日本語指導及び適応指導に関する事。
- (17) 幼児言語教室に関する事。
- (18) 各種PTA連合組織との連絡調整に関する事。
- (19) 児童・生徒の教育相談の総合調整に関する事。
- (20) 教育支援センターの管理に関する事。

---

児童生徒支援課

(1)～(4) (略)

- (5) 通学区域の設定及び改廃並びに通学区域審議会に関する事。
- (6) 学齢簿の編製及び保管に関する事。
- (7) 就学等の諸手続に関する事。

(9) 就学援助に関する事。

(10) 育英に関する事。

(11) いじめ問題対策連絡協議会に関する事。

(12) いじめ防止特別調査委員会に関する事。

#### 学校給食課

(1) ～ (5) (略)

(6) 井川こども園、梅ヶ島こども園、大川こども園、清沢こども園、小島こども園、小河内こども園、高部こども園、和田島こども園及び由比こども園の給食の調理等に関する事(市長の権限に属する事務を補助執行するものに限る。)

(局長等)

第4条 教育局に局長及び局次長を、課に課長及び課長補佐を、室に室長を、センターに所長を、係に係長を置く。

2 局長、局次長、課長、課長補佐、室長、所長及び係長は、職員のうちから教育委員会が命ずる。

3 局長、局次長、課長、課長補佐、室長、所長及び係長は、上司の命を受けて教育局、課、室、センター又は係に属する事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

【第5条～第12条】 (略)

(8) 就学援助に関する事。

(9) 育英に関する事。

(10) いじめ問題対策連絡協議会に関する事。

(11) いじめ防止特別調査委員会に関する事。

#### 学校給食課

(1) ～ (5) (略)

(6) 井川こども園、\_\_\_\_\_、大川こども園、清沢こども園、小島こども園、小河内こども園、高部こども園及び和田島こども園の給食の調理等に関する事(市長の権限に属する事務を補助執行するものに限る。)

第4条 教育局に局長及び局次長を、課に課長及び課長補佐を\_\_\_\_\_、センターに所長を、係に係長を置く。

2 局長、局次長、課長、課長補佐\_\_\_\_\_、所長及び係長は、職員のうちから教育委員会が命ずる。

3 局長、局次長、課長、課長補佐\_\_\_\_\_、所長及び係長は、上司の命を受けて教育局、課\_\_\_\_\_、センター又は係に属する事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

【第5条～第12条】 (略)

附 則

(施行期日)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

【別記1】

改正前

課名	係、 <u>室</u> 又はセンター名
教育総務課	<u>総務係</u> 管理係 教育政策係 社会教育係
教職員課	管理係 人事第1係 人事第2係 給与係 厚生係 <u>教師塾係</u>
教育資産管理課	管理係 経理係 施設保全係
学校教育課	学びの多様化推進 <u>室</u> 教育課題係 教育課程係 特別支援教育センター
児童生徒支援課	生徒指導係 健康安全係 学事係 就学援助係
学校給食課	管理係 食育推進係

改正後

課名	係、 <u>室</u> 又はセンター名
教育総務課	<u>総務・政策法務係</u> 管理係 教育政策係 社会教育係
教職員課	管理係 人事第1係 人事第2係 給与係 厚生係 _____
教育資産管理課	管理係 経理係 施設保全係
学校教育課	学びの多様化推進 <u>係</u> 教育課題係 教育課程係 特別支援教育センター
児童生徒支援課	生徒指導係 健康安全係 学事係 就学援助係
学校給食課	管理係 食育推進係

議案第32号

## 静岡市教育センター処務規則の一部改正について

静岡市教育センター処務規則の一部を改正しようとする規則を次のように定める。

令和8年3月11日提出

静岡市教育委員会  
教育長 中村 百見  
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

### 記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和8年度組織機構改正等に伴う所要の改正を行うため。

〔整理欄〕 ※記入不要		／	( )	:	担当 ( )
審査・協議	第 号		〔部 会〕	了承 ・ 一部修正 ・ 継続 ・ 取下げ	
電子起案	未 ・ 済		〔委員会〕	付議 ・ 報告	

## 例規概要説明書（教育局教育総務課）

### 1 制定改廃する例規の名称

静岡市教育センター処務規則の一部を改正する規則

### 2 制定改廃の趣旨・理由

令和8年度組織機構改正に伴い、所要の改正を行う。

### 3 制定改廃の概要

- (1) 教育センターの室のうち、「情報教育支援室」を「教育情報基盤係」に、「学校図書館支援室」を「学校図書館支援係」に改める（第2条関係）。
- (2) 教育センターの事務分掌に、「校務支援システムの維持管理に関すること。」及び「学校図書館に係る運営の支援に関すること。」を追加する（第5条関係）。

### 4 施行期日

令和8年4月1日

### 5 関係法令、条例等

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和30年法律第162号）

### 6 法的に検討した事項

なし

### 7 その他特記事項

なし

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市教育センター処務規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長

静岡市教育センター処務規則の一部を改正する規則

静岡市教育センター処務規則（平成17年静岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び室」及び「、室に室長を」を削り、「学校図書館支援室」を「教育情報基盤係」に、「情報教育支援室」を「学校図書館支援係」に改め、同条第4項中「、室長」を削る。

第3条第2項中「、係長及び室長」を「及び係長」に改める。

第5条事務分掌中（8）を（10）とし、（5）から（7）までを（7）から（9）までとし、（4）の次に次のように加える。

（5）校務支援システムの維持管理に関すること。

（6）学校図書館に係る運営の支援に関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市教育センター処務規則（平成17年静岡市教育委員会規則第3号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>【第1条】（略）</p> <p>（組織）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 教育センターに、次に掲げる係<u>及び室</u>を設け、係に係長を、<u>室に室長</u>を置く。</p> <p>管理係</p> <p>研修第1係</p> <p>研修第2係</p> <p><u>学校図書館支援室</u></p> <p><u>情報教育支援室</u></p> <p>3（略）</p> <p>4 所長、参事、所長補佐、主幹、係長、<u>室長</u>、副主幹及び主査は、職員のうちから教育委員会が命ずる。</p> <p>（職務）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 所長補佐、係長<u>及び室長</u>は、上司の命を受けて所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p>	<p>【第1条】（略）</p> <p>（組織）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 教育センターに、次に掲げる係_____を設け、係に係長を_____置く。</p> <p>管理係</p> <p>研修第1係</p> <p>研修第2係</p> <p><u>教育情報基盤係</u></p> <p><u>学校図書館支援係</u></p> <p>3（略）</p> <p>4 所長、参事、所長補佐、主幹、係長、_____副主幹及び主査は、職員のうちから教育委員会が命ずる。</p> <p>（職務）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 所長補佐<u>及び</u>係長_____は、上司の命を受けて所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p>

3 (略)

4 (略)

【第4条】 (略)

(事務分掌)

第5条 教育センターにおいては、次に掲げる事務を行う。

(1)～(4) (略)

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(5) 教育に関する調査研究、研修等に施設を提供すること。

(6) 施設の維持管理に関すること。

(7) 教育センターに係る予算及び決算に関すること。

(8) 教育センターに係る物品の出納保管に関すること

【第6条～第9条】 (略)

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

3 (略)

4 (略)

【第4条】 (略)

(事務分掌)

第5条 教育センターにおいては、次に掲げる事務を行う。

(1)～(4) (略)

(5) 校務支援システムの維持管理に関すること。

(6) 学校図書館に係る運営の支援に関すること。

(7) 教育に関する調査研究、研修等に施設を提供すること。

(8) 施設の維持管理に関すること。

(9) 教育センターに係る予算及び決算に関すること。

(10) 教育センターに係る物品の出納保管に関すること

【第6条～第9条】 (略)

附 則

(施行期日)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第33号

**教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議書の締結について**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、静岡市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に補助執行させることについて、教育委員会と市長との協議が必要なため、その協議内容について、教育委員会の承認を得るとともに、協議書を締結したい。

令和8年3月11日提出

静岡市教育委員会  
教育長 中村 百見  
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

## 記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和8年度組織機構改正等に伴い、補助執行させる事務の名称及び職員名等を変更することから、所要の改正を行うため。

# 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

---

## 1 要旨

本市では、「地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」（以下、「補助執行規則」という。）により、教育委員会の権限の事務の一部を市長部局にて補助執行している。

令和 8 年度に向けて、補助執行規則を改正するにあたり、地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき、市長との協議が必要なため、その内容について承認をいただき、協議書を取り交わしたい。

## 2 根拠法令

### ■地方自治法第 180 条の 7 より

教育委員会の権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、長の補助機関である職員等に補助執行させることができる。（別紙関係法令参照）

## 3 主な変更点

組織機構改正等に伴い、次のとおり補助執行させる事務の名称及び補助執行職員を変更する。

- (1) 事務の名称のうち、「学校体育施設等の利用に関すること。」と「特別支援教育センター体育施設の利用に関すること」を「学校等体育施設の利用に関すること。」とする。
- (2) 「教育支援センターの管理に関すること」は、令和 8 年度より学校教育課へ事務移管するため、補助執行させる事務から削除する。
- (3) 市民局と観光交流文化局を統合し「観光文化・市民局」となるため、「市民局」及び「観光交流文化局」を「観光文化・市民局」に名称変更し、補助執行職員についても変更する。

## 4 協議書案

別紙のとおり

## 5 今後の手続き

令和 8 年 3 月 11 日	教育委員会臨時会で協議内容について審議
令和 8 年 3 月 11 日以降	市長（総務局総務課）へ協議依頼し、協議書の取り交わし
令和 8 年 3 月 24 日	教育委員会定例会で補助執行規則の改正について審議
令和 8 年 3 月 24 日以降	規則改正

## 協 議 書 (案)

静岡市教育委員会（以下「甲」という。）と静岡市長（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づく協議により、次のとおり、甲がその権限に属する事務の一部を、乙の補助機関たる職員をして補助執行させることについて合意した。

### 1 補助執行させる事務の名称及び乙の職員

次の表の左欄に掲げる事務を、市長の補助機関たる職員のうち総務局、観光文化・市民局、こども未来局及び区役所に関する事務を担当する副市長並びに同表右欄に掲げる職員（以下これらを「補助執行職員」という。）に補助執行させる。

事務の名称	補助執行職員
1 家庭教育学級、高齢者学級及び女性学級の実施に関する事。	観光文化・市民局長、市民生活統括監、観光文化・市民局次長及び生涯学習推進課の職員
2 学校等体育施設の利用に関する事。	観光文化・市民局長、観光文化・市民局次長及びスポーツ振興課の職員
3 青少年研修センターに関する事。	こども未来局長、こども未来局次長及びこども若者応援課の職員
4 児童・生徒の教育相談に関する事。	
5 住民異動に伴う学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する事。	区長、副区長並びに戸籍住民課、井川支所、長田支所及び蒲原支所の職員
6 1から5までに掲げる事務に係る専用公印の管理に関する事。	総務局長、総務局次長及び総務課の職員

### 2 事務の専決

事務の専決は、静岡市教育委員会事務局事務専決規則（平成15年静岡市教育委員会規則第16号）の規定を準用して処理するものとする。

### 3 施行日

令和8年4月1日

### 4 旧協議書の失効

この協議書の締結の日前に、甲・乙間において締結した地方自治法第180条の7の規定に基づく協議により締結した協議書は、この協議書の施行の日はその効力を失う。

### 5 定めのない事項等の処理

この協議書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙協議の上、処理するものとする。

この協議の合意を証するため本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

静岡市教育委員会

甲 教育長 中村百見

乙 静岡市長 難波喬司

協議書（教育委員会→市長）新旧対照表

改正前	改正後
<p>【第1条】（略） （補助執行）</p> <p>第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち次の表の左欄に掲げる事務を、市長の補助機関たる職員のうち総務局、<u>市民局、観光交流文化局</u>、こども未来局及び区役所に関する事務を担当する副市長並びに同表右欄に掲げる職員（以下これらを「補助執行職員」という。）に補助執行させる。</p> <p>表（第2条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>【第3条】（略）</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>【第1条】（略） （補助執行）</p> <p>第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち次の表の左欄に掲げる事務を、市長の補助機関たる職員のうち総務局、<u>観光文化・市民局</u>、こども未来局及び区役所に関する事務を担当する副市長並びに同表右欄に掲げる職員（以下これらを「補助執行職員」という。）に補助執行させる。</p> <p>表（第2条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>【第3条】（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>

【別記1】

改正前

事務の名称	補助執行職員
1 家庭教育学級、高齢者学級及び女性学級の実施に関する事。	<u>市民局長</u> 、 <u>市民局次長</u> 及び生涯学習推進課の職員
2 <u>学校体育施設等</u> の利用に関する事。	<u>観光交流文化局長</u> 、 <u>観光交流文化局次長</u> 及びスポーツ振興課の職員
3 <u>特別支援教育センター体育施設の利用に関する事。</u>	
4 <u>青少年研修センター</u> に関する事。	こども未来局長、こども未来局次長及びこども若者応援課の職員
5 児童・生徒の教育相談に関する事。	
6 <u>教育支援センターの管理に関する事。</u>	
7 住民異動に伴う学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する事。	
8 1から7までに掲げる事務に係る専用公印の管理に関する事。	総務局長、総務局次長及び総務課の職員

改正後（案）

事務の名称	補助執行職員
1 家庭教育学級、高齢者学級及び女性学級の実施に関する事。	<u>観光文化・市民局長、市民生活統括監、観光文化・市民局次長</u> 及び生涯学習推進課の職員
2 <u>学校等体育施設</u> の利用に関する事。	<u>観光文化・市民局長、観光文化・市民局次長</u> 及びスポーツ振興課の職員
<u>3</u> 青少年研修センターに関する事。	こども未来局長、こども未来局次長及びこども若者応援課の職員
<u>4</u> 児童・生徒の教育相談に関する事。	
<u>5</u> 住民異動に伴う学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する事。	区長、副区長並びに戸籍住民課、井川支所、長田支所及び蒲原支所の職員
<u>6</u> 1から <u>5</u> までに掲げる事務に係る専用公印の管理に関する事。	総務局長、総務局次長及び総務課の職員

## (参考) 関係法令

○地方自治法 (抜粋)

第百八十条の七 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

議案第34号

### 市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議書の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、市長の権限に属する事務を補助執行することについて、市長から協議依頼があったため、その協議内容について、教育委員会の承認を得るとともに、協議書を締結したい。

令和8年3月11日提出

静岡市教育委員会  
教育長 中村 百見  
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

#### 記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 静岡市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の事務を補助する職員等が補助執行することについて、所要の改正を行うため。

# 市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

---

## 1 要旨

本市では、「市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則」を定め、所管に係る議会の議案提出等、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会事務局や教育機関等の職員が補助執行している。

令和8年度に向け、同規則を改正するにあたり、地方自治法第180条の2の規定に基づき、市長より補助執行の内容について協議の申し入れがあったため、その内容について承認をいただき、協議書を取り交わしたい。

## 2 根拠法令

### ■地方自治法第180条の2より

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該地方公共団体の委員会と協議して、執行機関の事務を補助する職員等に補助執行させることができる。（別紙関係法令参照）

## 3 主な変更点

- (1) 補助執行する事務のうち、梅ヶ島こども園及び由比こども園の給食の調理等に関するものを削除する。
- (2) 学校給食課長及び高等学校校長の専決事項に「1件50万円未満の所管に係る物品の売払いに関すること。」を追加する。

## 4 協議書案

別紙のとおり

## 5 今後の手続き

令和8年3月11日	教育委員会臨時会で協議内容について審議
令和8年3月11日以降	市長（総務局総務課）へ協議結果を回答し、協議書の取り交わし
令和8年3月11日以降	規則改正（総務局総務課にて対応）

## 協 議 書

静岡市長と静岡市教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、静岡市長の権限に属する事務の一部を静岡市教育委員会の補助機関たる職員をして補助執行させることについて協議し、次のとおり合意した。

令和 年 月 日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市教育委員会  
教育長 中 村 百 見

### 1 補助執行させる職員

教育委員会の事務局の職員及び教育機関の職員

### 2 教育委員会の事務局の職員及び教育機関の職員に補助執行させる事務

- (1) 所管に係る議会の議案の提出に関すること（スポーツ振興課、生涯学習推進課及びこども若者応援課に係る事務を除く。）。
- (2) 所管に係る公有財産の取得及び処分並びに物品の処分に関すること（スポーツ振興課、生涯学習推進課及びこども若者応援課に係る事務を除く。）。
- (3) 所管に係る事項に関する契約（スポーツ振興課、生涯学習推進課及びこども若者応援課に係る事務を除く。）をすること。
- (4) 所管に係る事項に関する予算の執行に関すること（スポーツ振興課、生涯学習推進課及びこども若者応援課に係る事務を除く。）。
- (5) 私立学校に関すること（幼児教育・保育支援課の所管に係る事務を除く。）。
- (6) 井川こども園、大川こども園、清沢こども園、小島こども園、小河内こども園、高部こども園及び和田島こども園の給食の調理等に関すること（こども園運営課の所管に係るものを除く。）。
- (7) 市立こども園職員の研修に関すること（幼児教育・保育支援課の所管に係るものを除く。）。

### 3 2に掲げるもののほか、静岡市立井川学校給食センターの職員に補助執行させる事務

- (1) 静岡市井川高齢者生活福祉センターにおいて実施するデイサービス事業に係る給食の調理に関すること。

### 4 事務処理の方法

教育委員会の事務局の職員及び教育機関の職員は、次に掲げる区分に従い、当該事項を専決処理することができる。

- (1) 局長 次に掲げる事項及び静岡市事務専決規則（平成17年静岡市規則第14号。以下「専決規則」という。）別表第1 共通専決事項中局長等共通の専決事項及び別表第2 局筆頭課に関する個別専決事項中局長の専決事項
  - ア 国・県支出金の申請に関すること。
  - イ 1 件見積価格100万円未満の物品の売払いの決定及び契約をすること。
- (2) 局次長 専決規則別表第1 共通専決事項中局次長等共通の専決事項及び別表第2 局筆頭課に関する個別専決事項中局次長の専決事項
- (3) 教育総務課長 次に掲げる事項並びに専決規則別表第1 共通専決事項中課長等共通の専決事項及び別表第2 局筆頭課に関する個別専決事項中局筆頭課長の専決事項
  - ア 統計法施行令（平成20年政令第334号）別表第4に掲げる調査票の配布、取集、審査及び作成に関すること。
- (4) 教職員課長 専決規則別表第1 共通専決事項中課長等共通の専決事項
- (5) 教育資産管理課長 次に掲げる事項及び専決規則別表第1 共通専決事項中課長等共通の専決事項
  - ア 1 件50万円未満の所管に係る物品の売払いに関すること。
- (6) 学校教育課長 専決規則別表第1 共通専決事項中課長等共通の専決事項
- (7) 児童生徒支援課長 専決規則別表第1 共通専決事項中課長等共通の専決事項
- (8) 学校給食課長 次に掲げる事項及び専決規則別表第1 共通専決事項中課長等共通の専決事項
  - ア 所管に係る給食用の賄材料の買入れの契約をすること。
  - イ 1 件50万円未満の所管に係る物品の売払いに関すること。
- (9) 教育センター所長 専決規則別表第1 共通専決事項中課長等共通の専決事項
- (10) 中央図書館長 次に掲げる事項及び専決規則別表第1 共通専決事項中課長等共通の専決事項
  - ア 所管に係る図書館資料の買入れの契約をすること。
  - イ 所管の各図書館に係る講座、教室等の主催事業における物品の買入れの契約をすること。
- (11) 高等学校校長 次に掲げる事項及び専決規則別表第1 共通専決事項中課長等共通の専決事項
  - ア 予定価格1 件50万円以下の物品の買入れの決定及び契約をすること。
  - イ 1 件50万円未満の所管に係る物品の売払いに関すること。
- (12) 小学校・中学校校長 次に掲げる事項
  - ア 予定価格1 件30万円以下の物品の修理及び加工の決定並びに契約をすること。
  - イ 予定価格1 件30万円以下の物品の買入れの決定及び契約をすること。
  - ウ 1 件30万円以下の役務に係る決定及び契約をすること。
  - エ 1 件50万円以下の修繕に係る決定及び契約をすること。
  - オ 旅費の支出に関すること。

カ 負担金（研修等に係るものに限る。）の支出に関すること。

5 その他

高等学校校長は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、その専決に属する上記

3（11）の事項の一部を事務長に専決させることができる。

6 施行期日

令和8年4月1日

7 協議書の効力

この協議書の締結の日前に、両者が締結した地方自治法第180条の2の規定に基づく協議により締結した協議書は、この協議書の施行の日に効力を失う。

8 定めのない事項等の処理

この協議書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、両者協議の上、処理するものとする。

協議書（市長→教育委員会）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>1 補助執行させる職員 教育委員会の事務局の職員及び教育機関の職員</p> <p>2 教育委員会の事務局の職員及び教育機関の職員に補助執行させる事務</p> <p>(1) 所管に係る議会の議案の提出に関すること（<u>生涯学習推進課、スポーツ振興課</u>及びこども若者応援課に係る事務を除く。）。</p> <p>(2) 所管に係る公有財産の取得及び処分並びに物品の処分に関すること（<u>生涯学習推進課、スポーツ振興課</u>及びこども若者応援課に係る事務を除く。）。</p> <p>(3) 所管に係る事項に関する契約（<u>生涯学習推進課、スポーツ振興課</u>及びこども若者応援課に係る事務を除く。）をすること。</p> <p>(4) 所管に係る事項に関する予算の執行に関すること（<u>生涯学習推進課、スポーツ振興課</u>及びこども若者応援課に係る事務を除く。）。</p> <p>(5) 私立学校に関すること（幼児教育・保育支援課の所管に係る事務を除く。）。</p> <p>(6) 井川こども園、<u>梅ヶ島こども園</u>、大川こども園、清沢こども園、小島こども園、小河内こども園、高部こども園、<u>和田島こども園及び由比こども園</u>の給食の調理等に関すること（こども園運営課の所管に係るものを除く。）。</p> <p>(7) 市立こども園職員の研修に関すること（幼児教育・保育支援課の所管に係るものを除く。）。</p> <p>3 2に掲げるもののほか、静岡市立井川学校給食センターの職員に補助執行させる事務</p> <p>(1) 静岡市井川高齢者生活福祉センターにおいて実施するデイサービス事業に係る給食の調理に関すること。</p>	<p>1 補助執行させる職員 教育委員会の事務局の職員及び教育機関の職員</p> <p>2 教育委員会の事務局の職員及び教育機関の職員に補助執行させる事務</p> <p>(1) 所管に係る議会の議案の提出に関すること（<u>スポーツ振興課、生涯学習推進課</u>及びこども若者応援課に係る事務を除く。）。</p> <p>(2) 所管に係る公有財産の取得及び処分並びに物品の処分に関すること（<u>スポーツ振興課、生涯学習推進課</u>及びこども若者応援課に係る事務を除く。）。</p> <p>(3) 所管に係る事項に関する契約（<u>スポーツ振興課、生涯学習推進課</u>及びこども若者応援課に係る事務を除く。）をすること。</p> <p>(4) 所管に係る事項に関する予算の執行に関すること（<u>スポーツ振興課、生涯学習推進課</u>及びこども若者応援課に係る事務を除く。）。</p> <p>(5) 私立学校に関すること（幼児教育・保育支援課の所管に係る事務を除く。）。</p> <p>(6) 井川こども園_____、大川こども園、清沢こども園、小島こども園、小河内こども園、高部こども園<u>及び和田島こども園</u>の給食の調理等に関すること（こども園運営課の所管に係るものを除く。）。</p> <p>(7) 市立こども園職員の研修に関すること（幼児教育・保育支援課の所管に係るものを除く。）。</p> <p>3 2に掲げるもののほか、静岡市立井川学校給食センターの職員に補助執行させる事務</p> <p>(1) 静岡市井川高齢者生活福祉センターにおいて実施するデイサービス事業に係る給食の調理に関すること。</p>

#### 4 事務処理の方法

教育委員会の事務局の職員及び教育機関の職員は、次に掲げる区分に従い、当該事項を専決処理することができる。

- (1) 局長 次に掲げる事項及び静岡市事務専決規則（平成17年静岡市規則第14号。以下「専決規則」という。）別表第1共通専決事項中局長等共通の専決事項及び別表第2局筆頭課に関する個別専決事項中局長の専決事項
  - ア 国・県支出金の申請に関すること。
  - イ 1件見積価格100万円未満の物品の売払いの決定及び契約をすること。
- (2) 局次長 専決規則別表第1共通専決事項中局次長等共通の専決事項及び別表第2局筆頭課に関する個別専決事項中局次長の専決事項
- (3) 教育総務課長 次に掲げる事項並びに専決規則別表第1共通専決事項中課長等共通の専決事項及び別表第2局筆頭課に関する個別専決事項中局筆頭課長の専決事項
  - ア 統計法施行令（平成20年政令第334号）別表第4に掲げる調査票の配布、収集、審査及び作成に関すること。
- (4) 教職員課長 専決規則別表第1共通専決事項中課長等共通の専決事項
- (5) 教育資産管理課長 次に掲げる事項及び専決規則別表第1共通専決事項中課長等共通の専決事項
  - ア 1件50万円未満の所管に係る物品の売払いに関すること。
- (6) 学校教育課長 専決規則別表第1共通専決事項中課長等共通の専決事項
- (7) 児童生徒支援課長 専決規則別表第1共通専決事項中課長等共通の専決事項
- (8) 学校給食課長 次に掲げる事項及び専決規則別表第1共通専決事項中課長等共通の専決事項
  - ア 所管に係る給食用の賄材料の買入れの契約をすること。

#### 4 事務処理の方法

教育委員会の事務局の職員及び教育機関の職員は、次に掲げる区分に従い、当該事項を専決処理することができる。

- (1) 局長 次に掲げる事項及び静岡市事務専決規則（平成17年静岡市規則第14号。以下「専決規則」という。）別表第1共通専決事項中局長等共通の専決事項及び別表第2局筆頭課に関する個別専決事項中局長の専決事項
  - ア 国・県支出金の申請に関すること。
  - イ 1件見積価格100万円未満の物品の売払いの決定及び契約をすること。
- (2) 局次長 専決規則別表第1共通専決事項中局次長等共通の専決事項及び別表第2局筆頭課に関する個別専決事項中局次長の専決事項
- (3) 教育総務課長 次に掲げる事項並びに専決規則別表第1共通専決事項中課長等共通の専決事項及び別表第2局筆頭課に関する個別専決事項中局筆頭課長の専決事項
  - ア 統計法施行令（平成20年政令第334号）別表第4に掲げる調査票の配布、収集、審査及び作成に関すること。
- (4) 教職員課長 専決規則別表第1共通専決事項中課長等共通の専決事項
- (5) 教育資産管理課長 次に掲げる事項及び専決規則別表第1共通専決事項中課長等共通の専決事項
  - ア 1件50万円未満の所管に係る物品の売払いに関すること。
- (6) 学校教育課長 専決規則別表第1共通専決事項中課長等共通の専決事項
- (7) 児童生徒支援課長 専決規則別表第1共通専決事項中課長等共通の専決事項
- (8) 学校給食課長 次に掲げる事項及び専決規則別表第1共通専決事項中課長等共通の専決事項
  - ア 所管に係る給食用の賄材料の買入れの契約をすること。

- (9) 教育センター所長 専決規則別表第1 共通専決事項中課長等共通の専決事項
- (10) 中央図書館長 次に掲げる事項及び専決規則別表第1 共通専決事項中課長等共通の専決事項
- ア 所管に係る図書館資料の買入れの契約をすること。
- イ 所管の各図書館に係る講座、教室等の主催事業における物品の買入れの契約をすること。
- (11) 高等学校校長 次に掲げる事項及び専決規則別表第1 共通専決事項中課長等共通の専決事項
- ア 予定価格1 件50万円以下の物品の買入れの決定及び契約をすること。

- (12) 小学校・中学校校長 次に掲げる事項
- ア 予定価格1 件30万円以下の物品の修理及び加工の決定並びに契約をすること。
- イ 予定価格1 件30万円以下の物品の買入れの決定及び契約をすること。
- ウ 1 件30万円以下の役務に係る決定及び契約をすること。
- エ 1 件50万円以下の修繕に係る決定及び契約をすること。
- オ 旅費の支出に関すること。
- カ 負担金（研修等に係るものに限る。）の支出に関すること。

5 その他  
高等学校校長は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、その専決に属する上記3（11）の事項の一部を事務長に専決させることができる。

6 施行期日

令和7年4月1日

7 協議書の効力

イ 1 件50万円未満の所管に係る物品の売払いに関すること。

- (9) 教育センター所長 専決規則別表第1 共通専決事項中課長等共通の専決事項
- (10) 中央図書館長 次に掲げる事項及び専決規則別表第1 共通専決事項中課長等共通の専決事項
- ア 所管に係る図書館資料の買入れの契約をすること。
- イ 所管の各図書館に係る講座、教室等の主催事業における物品の買入れの契約をすること。
- (11) 高等学校校長 次に掲げる事項及び専決規則別表第1 共通専決事項中課長等共通の専決事項
- ア 予定価格1 件50万円以下の物品の買入れの決定及び契約をすること。

イ 1 件50万円未満の所管に係る物品の売払いに関すること。

- (12) 小学校・中学校校長 次に掲げる事項
- ア 予定価格1 件30万円以下の物品の修理及び加工の決定並びに契約をすること。
- イ 予定価格1 件30万円以下の物品の買入れの決定及び契約をすること。
- ウ 1 件30万円以下の役務に係る決定及び契約をすること。
- エ 1 件50万円以下の修繕に係る決定及び契約をすること。
- オ 旅費の支出に関すること。
- カ 負担金（研修等に係るものに限る。）の支出に関すること。

5 その他  
高等学校校長は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、その専決に属する上記3（11）の事項の一部を事務長に専決させることができる。

6 施行期日

令和8年4月1日

7 協議書の効力

この協議書の締結の日前に、両者が締結した地方自治法第180条の2の規定に基づく協議により締結した協議書は、この協議書の施行の日に効力を失う。

8 定めのない事項等の処理

この協議書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、両者協議の上、処理するものとする。

この協議書の締結の日前に、両者が締結した地方自治法第180条の2の規定に基づく協議により締結した協議書は、この協議書の施行の日に効力を失う。

8 定めのない事項等の処理

この協議書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、両者協議の上、処理するものとする。

## (参考) 関係法令

○地方自治法 (抜粋)

第一百八十条の二 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長(教育委員会にあつては、教育長)、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。

ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

議案第35号

**美和小学校の安倍口小学校への統合について**

令和9年4月1日から美和小学校を安倍口小学校へ統合し、美和小学校の学区を安倍口小学校の学区とする。

令和8年3月11日提出

静岡市教育委員会

教育長 中村百見

(教育委員会事務局教育局教育総務課)

## 記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和8年2月4日に美和学区自治会連合会および美和小学校PTAから市長・教育長宛てに「令和9年4月に安倍口小学校へ統合する」旨の要望書が提出されたことを踏まえ、同年2月10日の重要政策副市長協議において、統合に係る教育委員会としての対応方針について協議を行い、その方向性について了承を得た。  
将来にわたり子どもたちの良好な教育環境を確保するため、令和8年度末をもって美和小学校を閉校し、令和9年4月に安倍口小学校へ統合することについて、市の方針として正式に決定しようとするものである。

# 美和小学校の安倍口小学校への統合に係る 重要政策副市長協議の報告と今後の方針決定について

## 1 要旨

美和小学校の学校統合に関し、2月4日に地域および保護者から市長・教育長宛てに要望書が提出されました。これを踏まえ、2月10日の重要政策副市長協議において、統合に係る教育委員会としての対応方針について協議を行いました。

今回、重要政策副市長協議の報告と今後の市としての方針決定について説明します。

## 2 重要政策副市長協議について

将来にわたり子どもたちの良好な教育環境を整備するため、「令和8年度末をもって美和小学校を閉校し、令和9年4月に安倍口小学校へ統合する」という教育委員会の対応方針等を説明し、この方向性について了承を得ました。

また、協議の中では、「美和小学校に通学している児童の統合後の新たな通学路の設定」および「民間活用に影響を及ぼす借地への対応」の2点について、早期に着手すべきとの意見がありました。

## 3 今後の市の方針決定について

重要政策副市長協議において方向性の了承が得られたため、「令和9年4月に美和小学校を安倍口小学校へ統合する」という市の方針については、本日の教育委員会にてご意見等をいただき、正式に決定する予定です。

決定後は、令和8年度から学校統合に向けた「学校開校準備委員会」を設置し、地域・保護者・学校等で構成する体制のもと、より良い教育環境の整備に向けた協議を重ねながら、関係機関と連携し、令和9年4月の円滑な統合を着実に進めていきます。

## 4 今後のスケジュール(案)

- ・ 令和8年2月4日 市長・教育長宛てに要望書が提出予定
- ・ 令和8年2月10日 重要政策副市長協議
- ・ 令和8年2月18日 教育委員会協議会
- ・ 令和8年3月11日(本日) 教育委員会臨時会
- ・ 令和8年3月～ 地域や保護者、学校と学校開校準備委員会の設置に向けた協議開始
- ・ 令和8年4月～ 学校開校準備委員会にて統合に向けた協議開始
- ・ 令和8年10月 学校の名称等に係る「静岡市立学校設置条例」の改正
- ・ 令和9年3月 美和小学校の閉校式
- ・ 令和9年4月～ 美和小学校の安倍口小学校への統合